

# ペースメーカー関連専門臨床工学技士認定資格要件

## ○資格審査時期

「ペースメーカー関連検定試験」合格後の指定講習会受講時

## ○受講資格要件

1. ペースメーカー関連検定試験合格者（合格後5年間有効）
2. 日臨工に5年間連続して正会員であり、会費を完納していること。
3. 臨床工学技士としてペースメーカーの実務経験3年以上であり、現在も業務に従事していること。
4. 「日本臨床工学会」に当該前年度から遡り5年間に1回以上参加していること。
5. 「取得単位表」において、当該前年度から遡り5年間に要件を満たす単位を50単位以上取得していること。

## ○学会・セミナー等に関する取得単位

	参加者	教育講演 演者	シンポなど の発言者	一般演題 演者	一般演題 共同演者	座長と 司会者
日本臨床工学会および日臨工が主催する 研究会・講習会・セミナー等	10	+20	+10	+5	+2	+10
都道府県技士会が主催する、 当該領域に関する研究会・勉強会・セミナー等	8	+20	+10	+5	+2	+10
日臨工が指定するペースメーカー・ICD治療関連学 会・研究会・セミナー等	5	+20	+10	+5	+2	+10
その他のペースメーカー・ICDのデバイス講習会、技 術講習会等	3	+20	+10	+5	+2	+10

(注) 認定試験・検定試験の指定講習会は除きます。

(ペースメーカー関連業務修得セミナーⅠ期・Ⅱ期、血液浄化専門臨床工学技士認定試験資格取得指定講習会)

### ※日臨工が指定する学会・研究会等

- ・日本循環器学会
- ・日本不整脈学会
- ・日本心臓病学会
- ・日本心電学会
- ・日本医工学治療学会
- ・日本生体医工学学会
- ・日本医療機器学会
- ・ペーシング治療研究会
- ・日本人工臓器学会
- ・植込みデバイス関連冬季大会
- ・カテーテル・アブレーション関連秋季大

## ○論文掲載に関する取得単位

論文の内容は、日本臨床工学会等での発表演題、会誌・関係専門誌への投稿論文等、ペースメーカー関連治療や医療機器に関する研究とする。また数字は単位数を示す。

	筆頭著者	共同著者
原著論文	30	12
学会発表内容を記載し、出版物に 収載された投稿論文・総説・依頼原稿	20	8
地方会等が発行する発表記録集	10	4

※ 論文、その他の執筆原稿は当該領域に限定します。

## ○その他の取得単位

I B H R E 試験合格者 10単位

### 注意事項

1. 対象となる単位は、ペースメーカー関連領域とする。
2. 各々の学会・研究会・講習会・セミナー等での発表および司会・座長については、学会等の名称、開催日が確認できるプログラムの写しを添付する。また、参加のみの場合も確認用として参加証の写しを添付する。
3. 都道府県技士会や企業・研究会等その他の団体が主催する講習会、セミナーは、当該領域において概ね3時間以上開催されるものとする。また、都道府県技士会主催では、(社)日本臨床工学技士会の後援があるものとする。企業や研究会等その他の団体主催では、(社)日本臨床工学技士会あるいは、都道府県技士会の後援があるものとする。両者とも参加証明として参加証の写しを添付する。
4. 原著論文、出版物に収載された投稿論文・総説・依頼原稿および地方会が発行する発表記録集は、発行物名称、発行日等も含めて確認用として、その写しを添付する。
5. I B H R E 試験合格者は、合格証明証の写しを添付する。

## ○暫定措置

### 1. 会員期間に対する暫定措置

認定制度が開始されたのが平成20年度後期であるため平成24年までは会員期間が3年でペースメーカー関連専門臨床工学技士認定のための指定講習会を受講可能とする。

\*平成21年度に入会した会員は平成24年に実施される指定講習会を受講できる。

\*平成20年以前の入会会員については3年の会員期間で受講可能となる。

\*平成22年度以降に入会した会員については5年間の会員期間を必要とする。

※注 認定の有効期間は試験合格から5年間

### 2. I期・II期セミナーの有効期限に対する暫定措置

認定制度が開始されたのが平成20年度であるため平成20年度以前に受講された会員は、平成24年度の検定試験までは受験可能とする。

\*平成14年に受講した会員であっても平成24年度までは受験可能である。

### 3. 取得単位に対する暫定措置

認定制度の資格要件の一つである学会参加等により取得単位は、本来であれば50単位必要であるが認定制度開始から3年間は30単位で要件を満たすこととする。

\*平成23年度までは必要取得単位は30単位で要件を満たす。